

教職員の懲戒処分の方針の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1 省略 第2 標準例 1 一般サービス関係 (1)～(15) 省略 (16)セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動） ア～ウ 省略 <u>(17)パワー・ハラスメント</u> <u>ア パワー・ハラスメント（パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱（令和2年5月28日付け2教総第148号教育長通知）第2条に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。</u> <u>イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員は、停職又は減給とする。</u> <u>ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員は、免職、停職又は減給とする。</u>	第1 省略 第2 標準例 1 一般サービス関係 (1)～(15) 省略 (16)セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動） ア～ウ 省略 <u>注 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。</u>

注 (16)及び(17)に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

2～5 省略

標準例一覧 (教育委員会)

事由		免職	停職	減給	戒告
1 一般サービス関係	(1)～(16) 省略				
	(17)パワー・ハラスメント				
	ア 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●
	イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●	
	ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●	
2～5 省略					

2～5 省略

標準例一覧 (教育委員会)

事由		免職	停職	減給	戒告
1 一般サービス関係	(1)～(16) 省略				
2～5 省略					

附 則

この指針は、令和2年6月1日から適用する。